

香芝市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年3月29日

香芝市長 福岡憲宏

- 1 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画公園事業6・5・5号香芝市スポーツ公園
- 2 縦覧場所
香芝市都市創造部土木課